

労働保険未手続事業一掃強化期間について

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

【お問い合わせ先】

鹿児島労働局 山下町庁舎総務部
総務課

☎099-223-8275

**令和6年4月1日
から『相続登記』の
申請が義務化され
ました！**



相続登記がされていないことにより所有者が分からず、公共事業や復旧・復興事業の妨げとなることから、相続人はその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。➡

鹿児島地方法務局
鹿屋支局



**『11月15日は、
いい遺言の日
～預けて安心、自筆
証書遺言保管制度～』**



ご自身で書いた遺言書を法務局で保管する制度です。大切な遺言書の紛失や改ざんを防止できますので、ご自身の財産を大切な方に確実に託す方法の一つとして、ぜひ本制度の利用をご検討ください。

ご利用には事前予約及び手数料

(3,900円)が必要です。詳しくは法務省ホームページでご確認いただくか、またはお近くの法務局にお問い合わせください。



鹿児島地方法務局
鹿屋支局



あぶないよ!電線の近くは!

でん、せん、ちか

あぶないよ!
電線近くでの
たごあげは!

電柱・鉄塔に
昇らないで!

切れた電線に
絶対に触れないで!

変電所へ入っちゃ
ダメだよ!

たごなどか電線に近づいた場合は、必ずでん下りた電線を見つけた場合は、絶対につかず、九州電力送配電にご連絡ください。

電気安全九州委員会 九州電力送配電